

広島県告示第七百四十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第十八条第五項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

癸和二年六月十一日

廣島県知事 湯崎英彦

農用地和用配分計画の概要

正迫 昌史	世羅郡世羅町	山一 一一六九五番三七ほか九 筆
世羅郡世羅町	大字寺町字宮 沖四四二番一ほか三三筆	二八、 七八四

二
認可年月日
令和二年六月十日